

議題（2）に関連する資料（追加2）

1	地域小規模児童養護施設や小規模グループケアを 設置する場合の要件	・・・・・・・・・・	P 1
2	児童家庭支援センターの概要	・・・・・・・・・・	P 2
3	児童家庭支援センターの設置状況	・・・・・・・・・・	P 3
4	参考条文（児童家庭支援センター関係）	・・・・・・・・・・	P 4
5	児童家庭支援センターの設置運営等について〈抜粋〉 （平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知）	・・・・・・・・・・	P 8
6	婦人保護事業の概要等	・・・・・・・・・・	P 13

地域小規模児童養護施設や小規模グループケアを設置する場合の要件

「地域小規模児童養護施設の設置運営について」(平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知)

(別紙)地域小規模児童養護施設設置運営要綱<抜粋>

9. 対象施設等

地域小規模児童養護施設の指定を受けようとする者は、都道府県知事等に対して申請を行い、次により都道府県知事等が指定するものとする。(略)

(1) 本体施設において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 本体施設1施設につき2か所を超える地域小規模児童養護施設を指定しようとするときは、当該施設の小規模化及び地域分散化の取組状況等を勘案するとともに、事前に当局家庭福祉課と協議の上で行うこと。

「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生省児童家庭局長通知)

(別紙)児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱 <抜粋>

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事(指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。(略)

(1) 当該施設において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(2) 1本体施設について、小規模グループケアを6か所まで指定できること。

(3) (2)において小規模グループケアを3か所以上指定する場合は、次の①及び②のすべての要件を満たすものとする。

① 次の内容を含む小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

イ ファミリーホーム(児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。)を2か所以上

開設又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。

ウ 児童養護施設にあっては本体施設の定員を45人以下とし、乳児院にあっては本体施設の定員を35人以下とする。

② (略)

(4) (略)

児童家庭支援センターの概要

1. 事業内容

- (1) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- (3) 児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導を行う。
- (4) 児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

2. 法律上の根拠

児童福祉法第44条の2

3. 実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※社会福祉法人等に委託して実施することも可

4. 補助根拠

予算補助

5. 補助率

1 / 2 (国1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1 / 2)

6. 補助単価 (27年度 (1か所当たり))

- ・ 常勤心理職配置の場合 12,829千円 ※相談員：常勤①非常勤①、心理職：常勤①
- ・ 非常勤心理職配置の場合 9,367千円 ※相談員：常勤①非常勤①、心理職：非常勤①

7. 設置数

109か所 (H27.10 現在)

※少子化社会対策大綱 (平成27年3月閣議決定) では、平成31年度までに340か所を目標。

児童家庭支援センター設置状況

自治体名	設置数		里親支援機関 として指定の あるセンター数
	社会福祉法人	NPO法人	
1 北海道	8	0	0
2 青森県	1	0	0
3 岩手県	1	0	0
4 宮城県	1	0	1
5 秋田県	2	0	2
6 山形県	2	0	2
7 福島県	2	0	2
8 茨城県	2	0	0
9 栃木県	2	0	0
10 群馬県	2	0	0
11 埼玉県	3	0	0
12 千葉県	7	1	0
13 東京都			
14 神奈川県			
15 新潟県			
16 富山県	2	0	0
17 石川県	4	0	0
18 福井県	1	0	0
19 山梨県	2	0	0
20 長野県	3	0	0
21 岐阜県	3	0	0
22 静岡県	3	0	0
23 愛知県	3	0	0
24 三重県	3	0	0
25 滋賀県	1	0	1
26 京都府	2	0	0
27 大阪府	1	0	0
28 兵庫県	6	0	6
29 奈良県	2	0	0
30 和歌山県	1	0	0
31 鳥取県	3	0	3
32 島根県			
33 岡山県	1	0	0
34 広島県	1	0	0
35 山口県	4	0	0
36 徳島県	1	0	1
37 香川県	1	0	0
38 愛媛県	1	0	0
39 高知県	3	0	0
40 福岡県	1	0	0
41 佐賀県	1	0	1
42 長崎県	1	0	1
43 熊本県	1	0	0
44 大分県	2	0	0
45 宮崎県			
46 鹿児島県			
47 沖縄県	2	0	2
小計	82	81	19

自治体名	設置数		里親支援機関 として指定の あるセンター数
	社会福祉法人	NPO法人	
48 札幌市	4	0	0
49 仙台市			
50 さいたま市	3	0	0
51 千葉市	6	0	6
52 横浜市	4	0	0
53 川崎市			
54 相模原市			
55 新潟市			
56 静岡市	1	0	1
57 浜松市	1	0	0
58 名古屋	1	0	0
59 京都市	1	0	0
60 大阪市	1	0	0
61 堺市	2	0	0
62 神戸市			
63 岡山市			
64 広島市	1	0	0
65 北九州市	2	0	2
66 福岡市			
67 熊本市	26	23	8
小計	109	105	27
68 横須賀市	1	1	0
69 金沢市	1	1	0
小計	109	105	27
合計		4	

参考条文（児童家庭支援センター関係）

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

2（略）

第四十四条の二 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

2 児童家庭支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条第一項の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

三～七（略）

参考条文（児童家庭支援センター関係）

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあった児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一（略）

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三～四（略）

第四十八条の三 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

参考条文（児童家庭支援センター関係）

◎児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)

第一条の三十 小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応等を含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十六条の二十五 児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、入居者の状況に応じた適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第三十八条の二 法第四十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成その他の児童又はその保護者等に必要な援助とする。

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)

(関係機関との連携)

第二十五条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(関係機関との連携)

第三十一条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

(関係機関との連携)

第四十七条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

参考条文（児童家庭支援センター関係）

（関係機関との連携）

第七十八条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（関係機関との連携）

第八十七条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（設備の基準）

第八十八条の二 児童家庭支援センターには相談室を設けなければならない。

（職員）

第八十八条の三 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（支援を行うに当たって遵守すべき事項）

第八十八条の四 児童家庭支援センターにおける支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その設置されている施設との緊密な連携を行うとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

「児童家庭支援センターの設置運営等について」 (平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知) <抜粋>

児童家庭支援センター設置運営要綱

1 目的

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等とを総合的にを行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事(指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認められた者とする。

3 支援体制の確保

児童家庭支援センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができるよう、児童相談所、市町村、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならない。

4 事業内容等

児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。

(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う。

(2) 市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

(3) 都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)又は児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

(4) 里親等への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う。

(5) 関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

5 事業の実施

事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 住民の利用度の高い時間に対応できる体制を採るよう配慮するものとする。
- (2) 支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。
- (3) 児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術が必要とする相談に応じる場合には、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握をし、問題点の明確化を図る。なお、専門的な知識を特に必要としない軽微な相談については、市町村と連携して適切な対応を図る。
- (4) 当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づく援助を行うなど、計画的な援助の実施を図る。
- (5) 処遇の適正な実施を図るため、相談者に係る基礎的事項、援助計画の内容及び実施状況等を記録に止める。
なお、個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録は適切に管理するものとする。
- (6) 援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。
児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。

また、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う場合には、市町村や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会と共同して援助計画を作成し、役割分担を明確にする。

- (7) 児童相談所から指導委託を受けた時又は市町村の求めに応ずる時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。
- (8) 児童相談所から指導委託を受けた事例について、訪問等の方法による指導を行い、定期的にその状況を児童相談所に報告するとともに、必要に応じて児童相談所の指示及び助言を求めるなど、児童相談所と密接な連絡をとるものとする。
- (9) 夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるよう、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。
- (10) 児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けらるものとする。

児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日雇児発第通知133号)による。

(11)相談を受けた場合等は、訪問や通所等の方法による援助をはじめ、必要に応じ関係機関との調整を図る等、柔軟かつ速やかに必要な援助活動を展開するものとする。

なお、複雑・困難及び法的対応を必要とするような事例については、児童相談所等の関係機関に通告またはあせせんを行う。

(12)相談の実施に当たっては、母子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員、児童相談員等との連携を図り、例えばこれらの相談員等が同一日に相談に応ずる「総合相談日」等を設ける等の配慮を行うものとする。

(13)児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

6 職員の配置等

(1)児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

ア 相談・支援を担当する職員(2名)

児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであること。

イ 心理療法等を担当する職員(1名)

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(2)職員の責務

ア 職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。(児童福祉法第44条の2第2項)

イ 職員は、児童家庭支援センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談・支援等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

7 児童家庭支援センターの設備

次の設備を設けるものとする。

ただし、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。

なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

(1)相談室・プレイルーム

(2)事務室

(3)その他必要な設備

8 広報等について

児童家庭支援センターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を積極的に行うものとする。

また、児童家庭支援センターの所在が利用者に明確に把握されるように、その所在を掲示版等により表示すること。

9 経費の補助

国は、都道府県が児童家庭支援センターの運営のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものであること。

(参考) 援助計画の作成及び再評価の流れについて

(援助計画の内容)

- ・ 個々の児童、保護者等に対する援助の選択(児童、保護者等の意向及び具体的援助を行う者の条件を考慮し、その児童に最も適合する援助を選択する)
- ・ 具体的援助の指針(援助の目標、児童の持つそれぞれの問題に対する指導方法、児童の持つ良い面の伸ばし方、児童の周辺にある保護者等に対する指導方法、その他必要な留意点等具体的かつ広範にわたりに行う)

(援助計画の作成及び再評価の流れ)

1. 相談による問題点の把握(主訴から隠れた問題を探る)
2. 援助目標の設定
3. 援助方法の明確化(留意点及び関係機関との役割分担を含む)
4. 援助計画の再評価(援助の実施に伴う新たな問題点の発見及び援助方法等)

(具体的事例)

1. 相談による問題点の把握

子ども(乳児)の夜泣きが止まらず困っている。(母親からの電話による主訴)
母親は育児方法が分からず子どもを虐待している疑いがある。(面接を重ねた結果隠れた問題が判明)
現在のところ、在宅での援助により経過を見ることとする。(援助の選択)

2. 援助目標の設定

母親が育児に自信を持ち、安定した母子関係が形成されることを援助目標とする。

3. 援助方法の明確化

向こう3か月は、児童家庭支援センターに週1回来所させ、育児上の具体的な助言を行う。

さらに、2週間に一度家庭訪問を行って、より具体的な助言を行う。

なお、場合により、母の育児力回復のため、1週間程度のショートステイの活用を検討する。

3か月後、経過良好であれば、2週間に1回の来所、1か月に一度の家庭訪問とする。

(留意点)

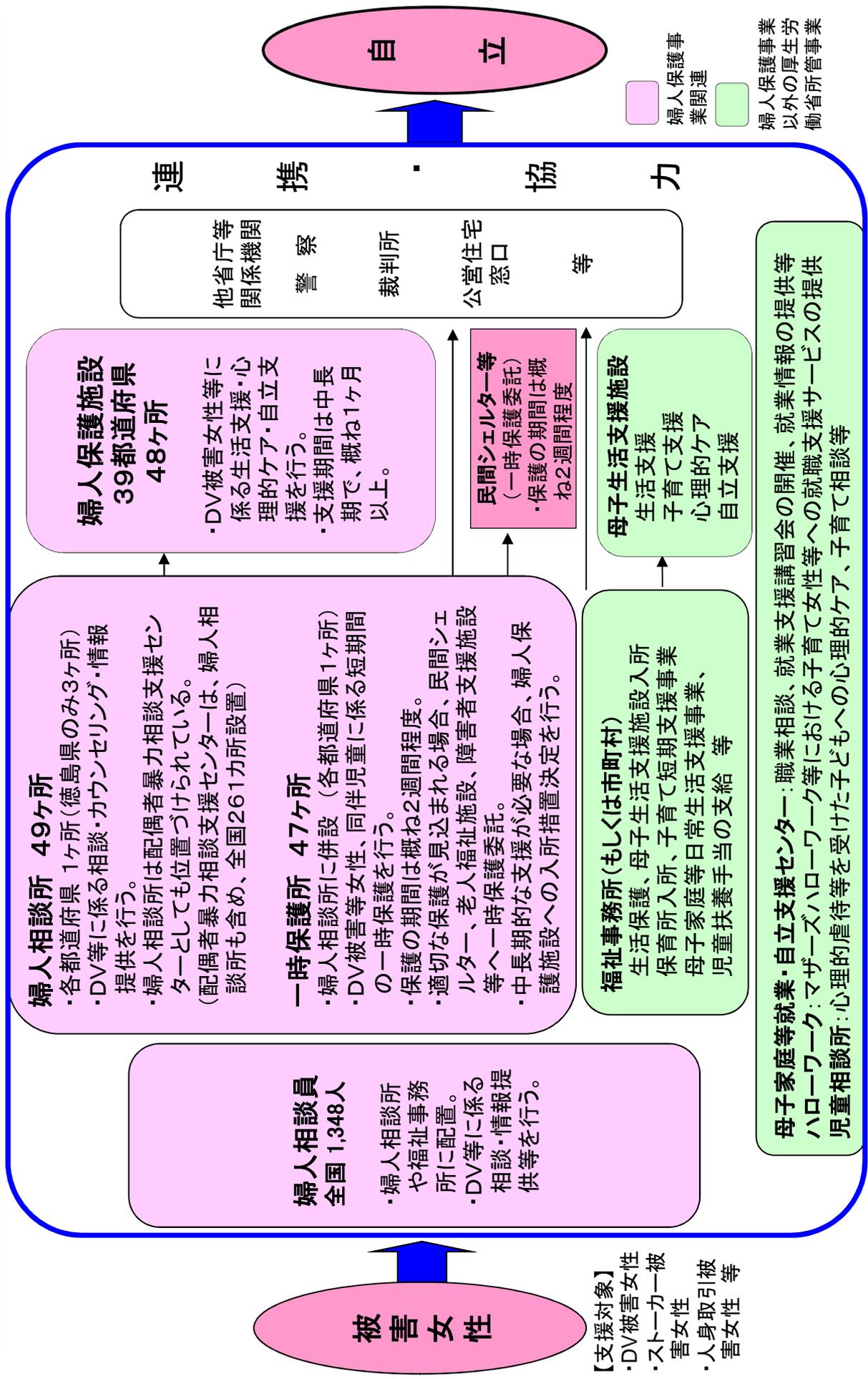
この母親の場合、高圧的な態度だと助言を受入れない。助言に当たっては受容的態度に留意する。

4. 援助計画の再評価

家庭訪問により、子ども及び母親の偏食が見られ、また家庭が不衛生な状態であることが判明したため、当分の間、保健師が訪問指導を行うこととし、双方が情報交換を行いながら援助していくこととする。

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施設以外の厚生労働省所管事業を組み合わせて被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



被害女性

- 【支援対象】
- ・DV被害女性
 - ・ストーカー被害女性
 - ・人身取引被害女性等

婦人相談員
全国 1,348人

- ・婦人相談所や福祉事務所に配置。
- ・DV等に係る相談・情報提供等を行う。

婦人相談所 49ヶ所

- ・各都道府県 1ヶ所(徳島県のみ3ヶ所)
- ・DV等に係る相談・カウンセリング・情報提供を行う。
- ・婦人相談所は配偶者暴力相談支援センターとしても位置づけられている。(配偶者暴力相談支援センターは、婦人相談所も含め、全国261カ所設置)

一時保護所 47ヶ所

- ・婦人相談所に併設(各都道府県1ヶ所)
- ・DV被害等女性、同伴児童に係る短期間の一時保護を行う。
- ・保護の期間は概ね2週間程度。
- ・適切な保護が見込まれる場合、民間シェルター、老人福祉施設、障害者支援施設等へ一時保護委託。
- ・中長期的な支援が必要な場合、婦人保護施設への入所措置決定を行う。

婦人保護施設
39都道府県
48ヶ所

- ・DV被害女性等に係る生活支援・心理的ケア・自立支援を行う。
- ・支援期間は中長期で、概ね1ヶ月以上。

民間シェルター等
(一時保護委託)
・保護の期間は概ね2週間程度

母子生活支援施設

- 生活支援
- 子育て支援
- 心理的ケア
- 自立支援

福祉事務所(もしくは市町村)

- 生活保護、母子生活支援施設入所
- 保育所入所、子育て短期支援事業
- 母子家庭等日常生活支援事業、児童扶養手当の支給等

連携協力

- 他省庁等関係機関
- 警察
- 裁判所
- 公営住宅窓口等

自立

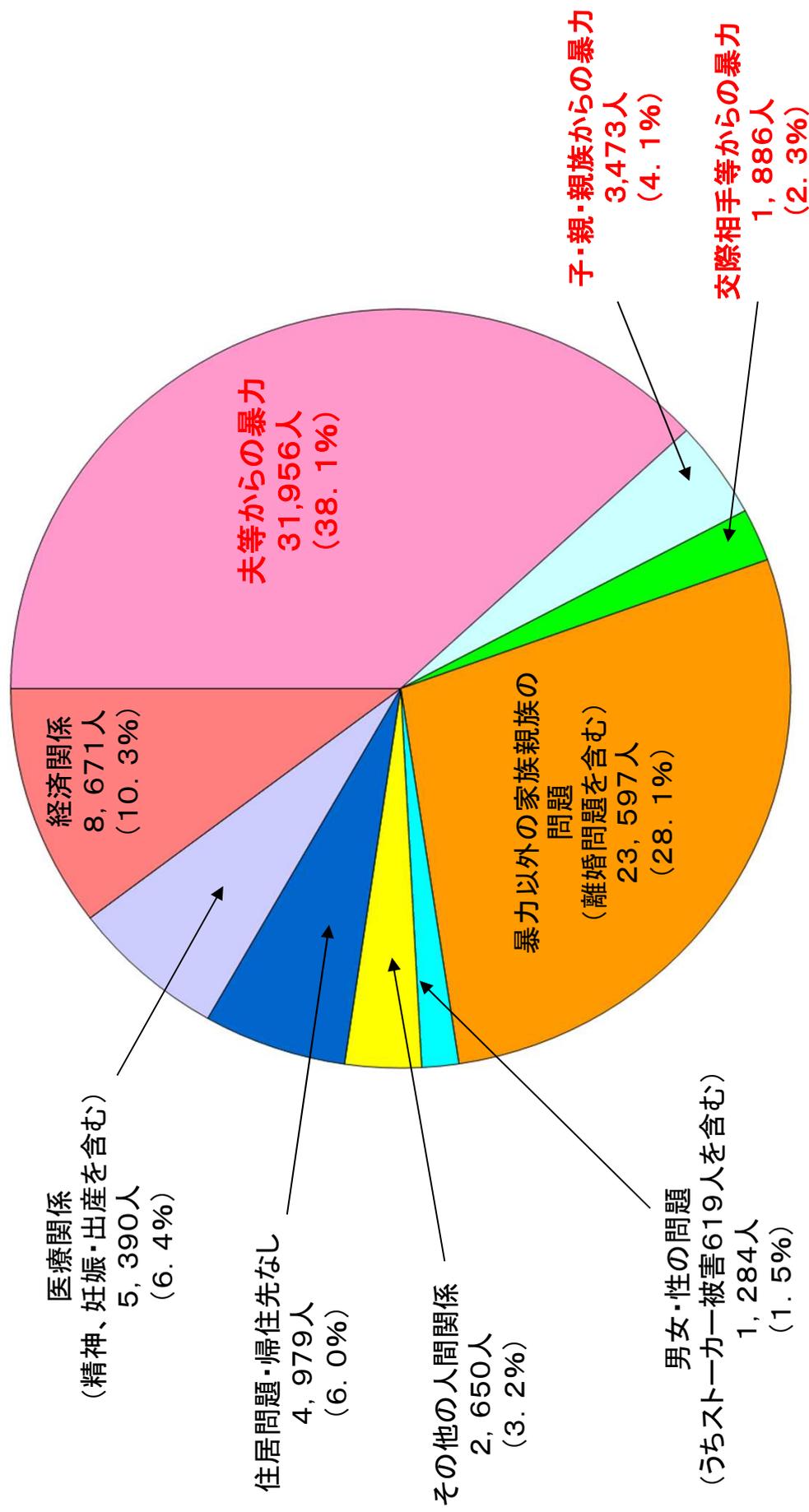
婦人保護事業関連
婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業

(注)婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数 は平成27年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成27年11月9日現在

婦人相談所及び婦人相談員が受付けた来所相談の内容

- 「夫等からの暴力」を内容とする相談は来所相談全体の38.1%。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせると、全体の44.5%を暴力被害の相談が占めている。

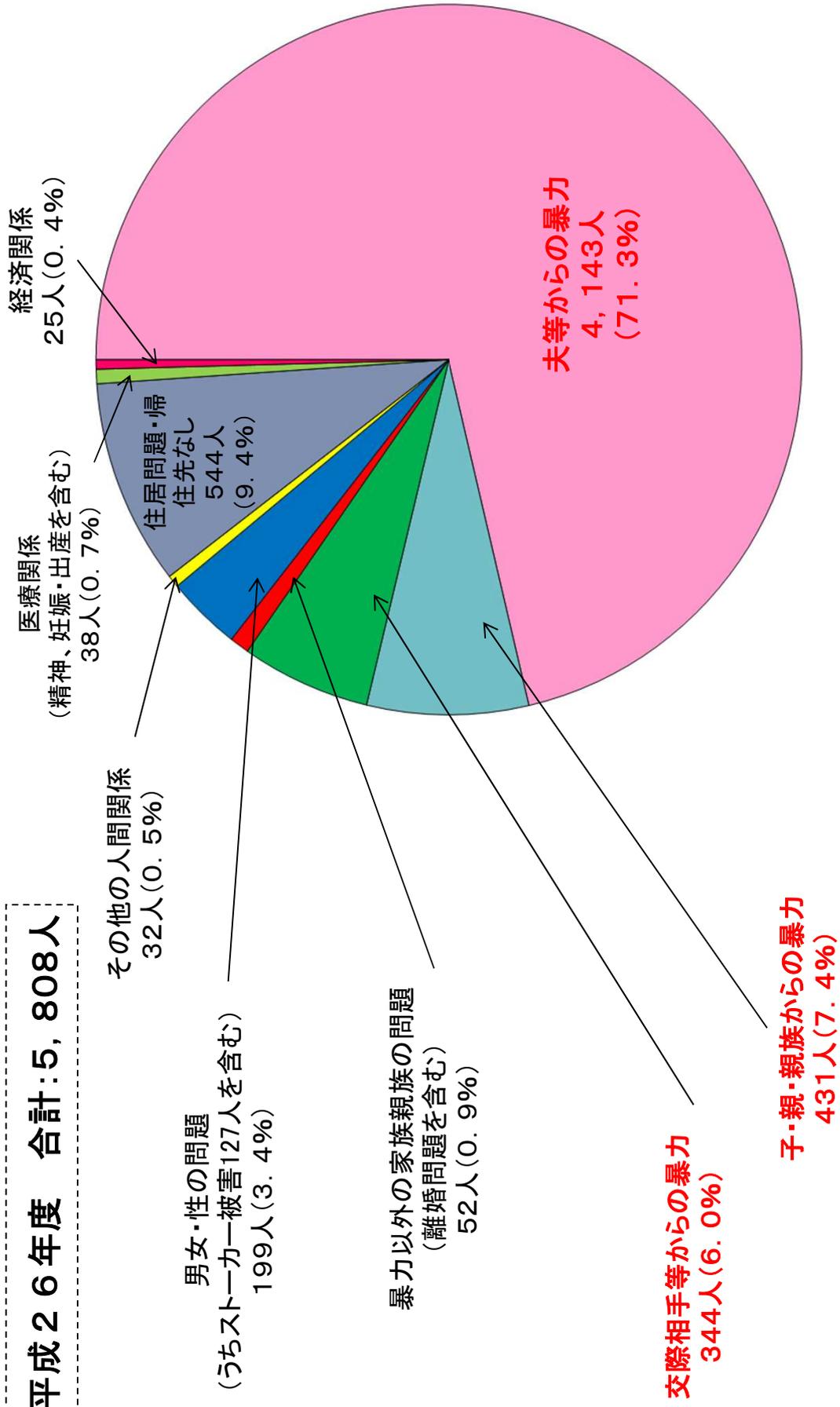
平成26年度 合計：83,886人



婦人相談所における一時保護の理由

- 「夫等からの暴力」を理由とする保護が全体の71.3%を占めている。
- 「夫等」「子・親・親族」「交際相手等」の3つを合わせて、全体の84.7%を暴力被害が占めている。

平成26年度 合計:5,808人



一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は、平成27年4月1日現在で322施設。
※各都道府県において委託契約を行っているため、同一施設が複数県から委託を受けていることがあり得る。
- 平成26年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、3,861人。
(女性本人1,748人、同伴家族2,113人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数15.6日となっている。(一時保護委託ケース)

一時保護の委託契約施設数(平成27年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設(注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数(注2)	103 (103)	103 (103)	47 (44)	22 (20)	11 (12)	18 (6)	6 (19)	8 (6)	4 (8)	322 (321)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、平成26年4月1日現在

雇児発0331第20号

平成23年3月31日

〔一部改正〕 雇児発0727第7号

平成23年7月27日

雇児発0331第22号

平成28年3月31日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

婦人相談所が行う一時保護の委託について

婦人相談所が行う一時保護の委託については、下記の点に留意し、適切な運用を図られるようお願いする。

なお、「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」(平成14年3月29日雇児福発第0329002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)、「人身取引被害者の一時保護の委託について」(平成17年4月1日雇児福発第0401001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)、「売春防止法に基づく要保護女子の一時保護について」(平成19年3月29日雇児発第0329002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及び「売春防止法に基づく要保護女子の一時保護について」(平成19年3月29日雇児福発第0329004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)は、本通知の施行に伴い廃止する。

また、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. 一時保護委託の対象者の範囲

次の(1)及び(2)に掲げる者について、人権、所在地の秘匿による安全の確保、自立支援等の観点からより適切な保護が見込まれる場合に、一時保護の委託が可能となること。

- (1) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）第3条第4項に基づき保護した配偶者からの暴力の被害者
- (2) 売春防止法に基づく要保護女子（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」（平成14年3月29日雇児発第0329003号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「実施通知」という。）の第1に定める対象者のうち1のウを除く者）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者
 - ① 「人身取引対策行動計画」に基づき保護した人身取引被害者であること。
 - ② 恋人からの暴力の被害者であること。
 - ③ 支援を行うことが特に必要であると認められる妊産婦であること。
 - ④ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）第8条第1項に基づき保護したストーカー行為の被害者であること。
 - ⑤ 性暴力・性犯罪の被害者であること。
 - ⑥ 婦人相談所において定員を超えて保護を行わなければならない場合であること。

2. 一時保護委託での支援

一時保護の委託にあたっては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」（平成13年7月23日厚生労働省告示第254号）や実施通知を参照するとともに、次の点に留意すること。

- (1) 基本的な支援の内容は次のとおりとすること。
 - ① 入所者に対する食事の提供（調理のための設備を有する施設にあつては、食材の提供でも差し支えない。）、入浴の提供及び被服の提供、行政機関への訪問等のための入所者の移送（人身取引被害者の場合にあつては出身国の大使（領事）館等との連絡・調整、移送）を行うこと。
 - ② 一時保護委託対象者の人権、配偶者からの暴力や人身取引被害の特性、安全の確保や秘密の保持、自立支援等に関する研修を行った職員により保護・支援を行うこと。
- (2) 一時保護の委託契約においてさらに以下の事項を盛り込むこと。
 - ① 委託料の経理に当たっては、委託一時保護所に係る区分を設け、委託事業とそれ以外の事業を明確に区分して処理すること。
 - ② 都道府県知事は委託事項の実施状況に関して報告と資料の提出を求めることができること。
 - ③ 委託事業の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその状況を都道府県知事に報告すること。

- ア 災害その他の事由により、委託業務の執行が困難になったとき
 - イ 委託された者に事故があったとき
 - ウ ア、イに掲げるもののほか、運営に支障をきたすような事態が発生したとき
- ④ 委託業務に関連して知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしてはならないこと。

(3) 委託契約施設における一時保護については、次の点に留意して適切に対応すること。

被害者が婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に直接来所し一時保護を求めた場合にあつては、当該施設は、速やかに、被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は、速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び委託先施設の決定（当該施設にそのまま委託することを含む。）を行い、被害者及び当該施設に伝えるものとする。

なお、このような婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約施設に被害者が来所し、一時保護を求める場合の取扱いについては、その連絡方法や委託料に係る取扱いについて、あらかじめ委託契約に盛り込んでおくことが望ましいこと。

(4) 外国人婦女子緊急一時保護経費の一時保護委託施設における活用については、次の点に留意すること。

外国人婦女子緊急一時保護経費については、婦人相談所の一時保護所のみならず、一時保護委託を行う施設においても活用することが可能であることから、その必要が生じた場合には婦人相談所は適切に対応すること。

3. 経費

この一時保護委託に要する経費については、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」（平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知）の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。

一時保護委託基準

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成十三年七月二十三日厚生労働省告示第二百五十四号）

- 一 地方公共団体、社会福祉法人その他の法人又は被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。）の保護の実施に関し相当の活動実績を有する者であること。
- 二 被害者の一時保護の用に供する施設として特定した施設（以下「委託一時保護所」という。）が、不特定多数の者に開放されておらず、かつ、委託一時保護所に入所した被害者（以下「入所者」という。）の安全及び衛生の確保並びに入所者のプライバシーの保護に配慮した設備を有していること。
- 三 次に掲げる運営が可能な体制にあること。
 - イ 入所者を二週間以上継続して入所させること。
 - ロ 入所者に対して食事（調理のための設備を有する委託一時保護所にあつては、食材を含む。）及び被服を提供すること。
 - ハ 入所者の処遇について、婦人相談所と連携を図ること。
 - ニ 夜間を含め、速やかに入所者と連絡を取ること。
- 四 事前に都道府県と報告徴収等について定めた委託契約を締結していること。

雇児総発0727第1号
雇児福発0727第1号
雇児母発0727第1号
平成23年7月27日

各
〔都道府県
指定都市
中核市
保健所設置市
特別区〕
児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

家庭福祉課長

母子保健課長

妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口については、「出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」（平成19年4月5日付雇児総発第0405001号）などにより周知を依頼しており、また、平成23年7月20日公表の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第7次報告）（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）」においては、日齢0日児の死亡事例が報告され、妊娠等について悩みを抱える者のための相談体制の充実などが提言されたところである。

しかし、これらの妊娠等に関する相談窓口については、妊娠等について悩みを抱える者のみならず、医療機関を始めとする関係機関に対しても周知が必ずしも行き届いていないことや、妊娠等についての相談は、妊娠という事実に対する悩みや経済面・育児面等の不安など多岐にわたり、ひとつの相談機関で完結することは困難であることなどから、種々の相談機関の連携が必要であることを踏まえ、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、下記についてご対応いただきたい。併せて、都道府県におかれては、管内市町村にご周知願いたい。

なお、妊娠等に関する相談窓口の周知に当たっては日本医師会・日本産婦人科医会等の関係団体に別途協力を依頼している。

本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1 妊娠等に関する相談窓口の設置・周知について

妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制を整備するため、妊娠等に関する相談窓口を設置し、妊娠等に関する相談窓口であることを明示して周知を図ること。

その際、既に設置している女性健康支援センター、児童相談所等の中心的な相談窓口を決めて周知する方法や、身近な複数の相談窓口を周知する方法など、地域の実情に応じて周知する相談窓口を決定すること。

また、妊娠等に関する相談窓口の周知にあたっては、産科医療機関や薬局、大学の保健管理センター等の協力を得るなど、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係相談機関、関係団体等で連携を図りたい。周知方法としては、例えば、広報誌やホームページに妊娠等に関する相談窓口を掲載したり、妊娠の届出の受理及び母子健康手帳の交付時や集団指導、健康診査時に相談窓口が記載されたリーフレット等を配布することなどが考えられる。

2 各相談窓口での対応

相談者は、「妊娠を周囲に知られたくない」、「出産する費用がない」、「育児に自信がない」等といった多岐にわたる悩みを抱えていることを踏まえ、各相談窓口においては、以下に留意しつつ対応すること。

- (1) 相談者が匿名を希望した場合であっても相談に十分応じること。
- (2) 相談者の悩みに応じて適切な相談機関に相談を繋ぐこと。また、助産施設や里親制度等、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援制度について情報提供を行うなどの対応をすること（別紙1～3参照）。
- (3) 関係団体やNPO法人などが実施している相談事業も必要に応じて活用し、対応可能な相談機関に確実に相談を繋げることとし、相談者の出産後に子どもの養育上の問題等が想定される場合には、相談を引き継いだ機関をはじめ、各関係機関が十分連携を図りながら継続して切れ目のない援助を行うこと。

3 保護・支援制度の活用

相談の結果、出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護制度による保護・支援が必要となった場合は、各相談機関から、児童相談所、婦人相談所又は福祉事務所を通じて、助産施設への入所、里親への委託、乳児院、母子生活支援施設又は婦人保護施設への入所等により、当面の安全確保、妊娠・出産の支援、母子の生活の支援、子どもの保護・養育等を実施すること。

4 体制整備のための支援

本通知に基づく体制整備にあたっては、地方自治体の担当部署（母子保健、児童福祉）、関係相談機関、関係団体等により連携体制を十分検討することが必要である。なお、この仕組みの立ち上げや立ち上げ後の周知のための経費については、「安心こども基金」の「児童虐待防止対策の強化」として支出して差し支えないことを、念のため、申し添える。

また、女性健康支援センターにおける妊娠の相談体制の整備及び広報については、「母子保健医療対策等総合支援事業」を活用いただけることを申し添える。

(別紙1)

<各相談機関に求められる役割(範囲)>

妊娠等に悩む人たちからの相談に対し、各機関に求められる役割等は、それぞれ次に掲げるものと考えられるので、他の機関との役割の違い等を認識し、適切な対応を行うとともに、相互の連携に努めること。

(1) 女性健康支援センター

① 目的・役割

女性は、妊娠、出産等固有の機能を有するだけでなく、女性特有の身体的特徴を有することにより、さまざまな支障や心身にわたる悩みを抱えている。このため、生活に密着した身近な機関において、女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立することとされている。

② 妊婦からの相談について

身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導を行うこととされており、平成23年度から、特に妊娠に悩む者に対する専任相談員を配置することができる。また、対象となる者（特に妊娠に悩む者）が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が訪れやすい店舗等で配付する等広報活動を積極的に行うこととされている。また、相談を受けるに当たっては、医学面のみならず、心理・社会・経済面など総合的に配慮し、適切に他機関との連携を図ることが必要とされている。

(2) 児童相談所

① 目的・役割

児童福祉法においては、児童及び妊産婦の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な調査、判定、指導を行い、児童の一時保護を行うほか、これらに付随する業務を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出産後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めることとされている。また、子どもの出産前であっても必要な場合には要保護児童対策地域協議会等を活用し、出産後の対応について検討することとされている。

子どもが出生後に支援の必要が見込まれる場合は、相談を受理した段階で児童記録票を作成し、一貫した指導・援助の経過を残すほか、出生後の養育が困難と見込まれる場合には、養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度などについて説明し、同意を得ておくなどの早期対応が必要である。

(3) 都道府県・市町村の母子保健相談窓口（保健所・保健センター）

① 目的・役割

母子保健法においては、都道府県及び市町村の役割として、母性等の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に必要な指導及び助言等を行い、母子保健に関する知識の普及に努めることとされている。また、市町村は、妊産婦若しくはその配偶者等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導等を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

市町村保健センターは、妊婦の相談内容に応じて保健所や児童相談所、医療機関等と連携を図りながら、必要に応じて妊婦が子どもの出生後に養育支援を受けながら育てられるよう、支援体制を整えておくことが必要である。

子どもの養育が非常に困難である等の相談については、児童相談所との連携の下、妊婦が養育里親や乳児院等への措置制度、特別養子縁組制度等についての知識を得て選択できるよう支援し、医療機関との連携の下、妊娠・出産期における妊産婦の健康を支援する必要がある。

(4) 福祉事務所

① 目的・役割

社会福祉法に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うこととされている。

② 妊婦からの相談について

生活保護法においては、生活に困窮している方に対し、食費をはじめとする日常生活に必要な費用としての生活扶助、家賃等としての住宅扶助、出産費用としての出産扶助など、困窮の程度に応じて必要な保護を行うこととされている。また、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けられない場合には、助産施設に入院し、出産に要する費用を助成することとされている。

配偶者（パートナー）からの暴力、借金、家庭不和などの相談を受けた場合には、婦人相談員が対応し、必要に応じて婦人相談所と連絡を取り、被害者の保護を行う。さらに、母子自立支援員による自立支援相談や母子生活支援施設への入所決定などを行っている。

(5) 婦人相談所

① 目的・役割

売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害者、その他生活上の困難を抱え、他に解決すべき機関が他にない保護を必要とする女性についての相談に応じ、必要な調査並びに医学的、心理学的判定等を行い、必要に応じて、当該女性及び同伴家族も含め一時保護と婦人保護施設への入所措置を行う。

② 妊婦からの相談について

婦人相談所において、妊娠・出産を主訴とする相談のほか、配偶者からの暴力被害者や若年の未婚ケース、性暴力被害者など、多様な背景から生活困難な状況にありかつ妊婦である相談ケースについて対応する場合には、相談者の主訴について聞き取るだけでなく、家族背景や妊娠経過のほか、出産後の養育環境等も含め多方面からの調査・把握を行う。必要に応じて、医療機関、福祉事務所等適切な機関と連携するとともに、妊娠に悩む者の相談に応ずる職員を配置している「女性健康支援センター」や「保健センター・保健所」「児童相談所」等と連携するなどし、在宅ケースについては、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会を活用するなどして、必要な支援体制を確保することが望ましい。

(別紙2)

<各保護・支援制度の概要>

妊娠等に悩む人たちからの相談に対応して行う出産への経済的支援、社会的養護又は婦人保護の制度による保護・支援には、それぞれ次に掲げるものがあるので、各相談機関等に周知し、必要とする者への情報提供を行い、活用の促進を図ること。

(1) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。助産施設は、病院、診療所、助産所であり、入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

(2) 里親、養子縁組

里親制度は、保護者のない児童又は何らかの事情により家庭での養育が困難となった児童を家庭的環境の下での養育を委託する制度。養育里親研修を受講した者を都道府県等が認定し、児童相談所が子どもと里親との適合を行い、委託する。

里親には、養育里親や、養子縁組を希望する里親がある。

特に、乳幼児は、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、心身の成長や発達には不可欠であるため、家庭的な養育環境を提供することが必要である。

養育できない・養育しないという保護者の意向が明確な新生児については、妊娠からの相談を含め、出産した病院から直接里親の家庭へ委託する特別養子縁組を前提とした委託の方法が有用である。特別養子縁組は6ヶ月以上の養育状況を踏まえ、家庭裁判所の審判により成立し、戸籍上は養親の実子として記載されることになる。実親の妊娠中から里親委託まで切れ目のない支援が行え、実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係を作ることができる。

また、家庭裁判所の許可による普通養子縁組の制度もある。

(3) 乳児院

出産後、何らかの事情で家庭での養育が困難となった乳幼児を入所させて、養育し、退所した児童について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。入所中は、看護師、保育士や児童指導員など専門職員が、乳児の心身及び社会性の健全な発育を促進するための養育を行い、病気や障害のある子どもへの対応や親支援を行う。児童相談所が入所措置を行う。

(4) 母子生活支援施設

配偶者のいない女性と、その監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設である。入所の申し込みは福祉事務所に対して行う。

妊産婦については、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能であり、出産後は、通常の入所に切り替えることにより、妊娠段階から出産後まで一貫した母子の支援を行うことができる。

(5) 婦人保護施設

配偶者からの暴力被害者、その他生活上の困難を抱え、他に解決すべき機関が他にない保護を必要とする女性及び同伴家族を入所させ、保護及び自立のための支援を行う。妊産婦も入所できる。措置による入所の他、婦人相談所の判断により、一時保護の委託先としても入所できる。

産科等医療機関
特定妊婦への支援や必要な情報提供及び相談窓口の紹介。市町村との連携等。

妊娠等に関する相談（望まない妊娠含む）

NPO、各団体等
○ 妊娠についての相談等
日本助産師会による電話相談、NPO法人による妊娠かっとう相談
○ 養子縁組あつせん事業者へのあつせん

妊娠等に関する相談窓口 ※各都道府県等で設置、周知

女性健康支援センター

○ 女性のライフステージに応じた健康相談(妊娠、出産に係る悩み)についての相談を含む

設置数 40か所(国庫補助を受けず自治体単独で実施している事業も含む)(平成22年度)

実施主体 都道府県・指定都市・中核市

児童相談所

○ 養育困難にかかると見られる児童相談所
特別養子縁組を含む里親委託

設置数 205か所(平成22年度)

実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

保健所

○ 母子保健についての知識の普及(妊娠、分娩、出産、育児等)についての相談

設置数 都道府県374か所、政令市50か所、中核市40か所、その他政令市7か所、特別区23か所(平成22年4月1日現在)

実施主体 都道府県・政令市・中核市・特別区

市町村保健センター

○ 母子保健についての知識の普及(妊娠、分娩、出産、育児等)についての相談

○ 妊産婦・その配偶者等に対する妊娠、出産、育児に関する保健

設置数 2726か所(平成20年10月現在)

実施主体 市区町村(特別区を含む)、政令市

福祉事務所

○ 下記についての相談・対応
生活相談(生活保護申請)
児童家庭相談(家庭児童相談室等)
要保護女子・配偶者等からの暴力(DV)等の相談(婦人相談員)
入院助成制度の利用
母子生活支援施設の入所

設置数 全国1242か所(平成21年10月1日現在)

実施主体 都道府県・政令市・中核市・市(特別区を含む)・福祉事務所を設置する町村

婦人相談所

○ 要保護女子・配偶者等からの暴力(DV)等被害者(福祉的支援)の必要な妊産婦含むへの相談・対応・保護

設置数 全国49か所(平成22年4月1日現在)

実施主体 都道府県

相談窓口

相談内容に応じて他の相談機関を紹介し連携

助産施設

○ 経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、当該妊婦からの申込みがあった場合に、助産施設において助産を実施。
(例)生活保護世帯、市町村民税非課税世帯。また、所得税課税世帯の妊産婦で所得が8,400円までの者(出産一時金が42万円以上(産科医療保障制度3万円含む)以上支給される者を除く)

施設数 461か所(定員3,621人)(平成22年3月末現在)

利用決定機関 福祉事務所

里親

○ 保護者のいない児童又は保護者に監護させると認められない児童の養育を委託する制度

設置数 委託里親数2,837人(平成22年3月末現在)

措置機関 児童相談所

養子縁組(特別養子縁組・普通養子縁組)

○ 普通養子縁組: 家庭裁判所の許可により成立。(民法第792条以下に規定)

○ 特別養子縁組: 家庭裁判所の審判により成立。実親との親子関係が終了する。

○ 里親が養子縁組を希望し、子どもが適合する場合には、児童相談所は里親委託から、養子縁組への移行を支援する。

○ 望まない妊娠で保護者の養育できない・しない意向が明確な場合、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託の方法が有用。

乳児院

○ 乳幼児を入所させて、養育し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う施設

設置数 全国124か所(平成22年3月末現在)

措置機関 児童相談所

母子生活支援施設

○ 配偶者のいない女性とその監護すべき児童を入所させ、生活を支援する。
※ 都道府県婦人相談所が一時保護の委託契約を締結していれば妊産婦の保護も可能で、出産後も母子入所継続が可能。

施設数 272か所(定員5,430世帯)(平成22年3月末現在)

利用決定機関 福祉事務所

婦人保護施設

○ 要保護女子、DV等の被害者で保護が必要な女子等を入所させ、自立に向けた支援を行う。
(妊産婦の保護も可能。必要であれば、新生児も含め子ども同伴入所可能。)

施設数 全国49か所(定員1387人)(平成22年4月1日現在)

措置機関 婦人相談所

保護・支援制度